

○公益財団法人日本小動物医療センターにおける公的研究費の不正防止に関する規程

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人日本小動物医療センター(以下「当財団」という。)における公的研究費の適正な管理及び効率的な使用を図るため、当財団における公的研究費の不正防止に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「公的研究費」とは、資金配分機関が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から審査を経て研究者に助成される研究開発資金のほか、運営費交付金、奨学寄附金、受託研究費、受託事業費等を財源として当財団で使用される全ての研究資金をいう。

(2) 「不正」とは、法令その他規則に違反して公的研究費を他の用途に使用又は架空使用することをいう。

(3) 「研究者」とは、研究活動に携わる役員、職員、その他当財団の施設設備利用者(学生含む)をいう。

(4) 「部局等」とは、どうぶつトランスレーショナルリサーチセンター(以下「iCAT」という。)、経営企画部および当財団内共同利用施設をいう。

(最高管理責任者)

第3条 当財団に、最高管理責任者を置き、代表理事をもって充てる。

2 最高管理責任者は、当財団の公的研究費の運営・管理について最終的な責任を負う。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針(以下「基本方針」という。)を策定・周知するとともに、次条に定める統括管理責任者及び第5条に定めるコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを發揮し、公的研究費の不正防止に率先して対応し、不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 当財団に、統括管理責任者を置き、日本小動物医療センター長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について当財団全体を統括する実質的な責任及び権限を持つ。

3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、当財団全体の具体的な対策を策定・実施させ、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 部局に、コンプライアンス推進責任者を置き、部局の長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理について部局における実質的な責任及び権限を持つ。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の業務を行わなければならない。

(1) 自己の管理監督又は指導する部局における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して定期的に啓発活動を実施し、コンプライアンス教育を受講させ、受講状況の管理監督を行い、統括管理責任者に報告する。

(3) 部局内の公的研究費の管理と執行状況の把握を行い、必要に応じて改善を指導する。

4 コンプライアンス推進責任者は、前項の業務を補佐する者として、コンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

(研究者の責務)

第6条 研究者は、公的研究費は当財団により管理される公的資金であることを十分に認識するとともに、当財団の事務処理手続き及び行動規範を遵守しなければならない。

(職員の責務)

第7条 公的研究費の事務処理に携わる職員は、専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保し、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを十分に認識するとともに、当財団の事務処理手続き及び行動規範を遵守しなければならない。

(不正防止対策室)

第8条 最高管理責任者のもとに、公益財団法人日本小動物医療センター公的研究費不正防止対策室(以下「不正防止対策室」という。)を置く。不正防止対策室に関する要項は別に定めるものとする。

(相談通報窓口)

第9条 当財団に、公的研究費の事務手続き等において明確かつ統一的な運用を図るため、また、公的研究費の不正に関する通報を受け付けるために相談通報窓口を置く。

2 相談通報窓口に責任者及び担当者を置き、責任者は、経営企画部事務長をもって充て、担当者は、経営企画部の職員をもって組織する。

3 相談通報窓口は、公的研究費に係る事務手続き等に関する問い合わせ、不正に関する情報提供等に誠意をもって適切な対応に努めるものとする。

(通報)

第10条 公的研究費の不正の疑いが存在すると思料する者は、第9条に定める相談通報窓口に、書面、電子メール、FAX、面談等の方法により通報を行うことができる。ただし、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の悪意に基づく通報を行ってはならない。

2 相談通報窓口は、原則として通報者の氏名、被通報者の氏名及び不正の疑いの内容が明示され、かつ不正の疑いが存在すると思料する合理的な根拠が示された通報を受け付けるものとする。

3 相談通報窓口は通報者に対し、通報者の氏名を含む通報内容は第14条に定める公的研究費不正対応委員会(以下「不正対応委員会」という。)に提供されること、及び第26条に基づき通報者の秘密は守られることを説明する。なお、通報者氏名の提供について同意を得られない場合は、匿名による通報として取り扱うものとする。

4 相談通報窓口は、匿名による通報があったときは、被通報者の不正の疑いの内容が明示され、かつ不正の疑いが存在すると思料する合理的な根拠により強い疑惑が認められる場合に限り受け付けるものとする。この場合において、第13条1項、第20条1項に規定する当該通報者への通知は行わないものとする。

5 内部監査室及び不正防止対策室が自らの職務において不正の疑いを知り得たときは、不正に関する通報と同様に取り扱うものとする。

(報告等)

第11条 相談通報窓口に不正に関する通報があったときは、窓口責任者は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に速やかにその旨を報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項による公的研究費の不正に関する通報又は報道等により公的研究費の不正に関する指摘(以下「通報等」という。)があった事項について、通報等があった日から30日以内に、内容の合理性を確認して調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を研究資金提供機関に報告する。

(予備調査)

第12条 最高管理責任者は、受け付けた通報等の事項について調査の要否を判断するため、統括管理責任者及び関連するコンプライアンス推進責任者に予備調査を行わせることができるものとする。

2 統括管理責任者及び関連するコンプライアンス推進責任者は、最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があったときは、当該通報等の信憑性等について調査するものとし、指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。

(本調査)

第13条 最高管理責任者は、受け付けた通報に基づき本調査を開始するときには、相談通報窓口を通じ、当該通報者に調査の開始を通知する。

2 最高管理責任者は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について研究資金提供機関に報告、協議しなければならない。

(不正対応委員会の設置)

第14条 最高管理責任者は、第12条第2項において、本調査が必要と判断した場合は、不正対応委員会を設置する。

(不正対応委員会の任務)

第15条 不正対応委員会は、通報等があった事項について、調査、審査及び認定を行うとともに、認定結果に基づく勧告等の措置を行う。

(不正対応委員会組織)

第16条 不正対応委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
  - (2) 最高管理責任者が指名する当財団の職員
  - (3) 最高管理責任者が指名する外部の有識者(弁護士、公認会計士等を含む)
  - (4) 内部監査室長
  - (5) 経営企画部事務長
  - (6) 必要に応じ最高管理責任者が指名する者若干名
- 2 委員の任期は、不正対応委員会が組織された日から当該事案に係る任務が終了した日までとする。
- 3 第1項第3号の委員については、本学並びに通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(不正対応委員会委員長)

第17条 不正対応委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

2 委員長は、不正対応委員会を招集し、その議長となるとともに、委員会の業務を総理する。

(不正対応委員会副委員長)

第18条 不正対応委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(成立及び議事)

第19条 不正対応委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

#### (調査、審査及び認定)

第20条 不正対応委員会は、通報等があった事項について、速やかに調査を行い、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正の相当額等について審査し調査開始後概ね3か月以内に事実の認定を行い、最高管理責任者に報告するとともに、当該通報者及び調査対象者に認定結果を通知するものとする。

2 不正対応委員会は、調査の過程であっても不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、最高管理責任者に報告するとともに、最高管理責任者は、研究資金提供機関に報告しなければならない。

3 不正対応委員会は、公的研究費の不正に関する通報が悪意に基づく通報である疑いが生じた場合には、当該通報者を調査対象者に含み、第1項の調査、審査及び認定を行うものとする。

4 不正対応委員会は、事実の認定を行うに当たっては、調査対象者に、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

5 不正対応委員会は、必要に応じて、調査対象者に対し、公的研究費の一時的執行停止を命ぜることができる。

#### (認定後の措置)

第21条 不正対応委員会は、不正の存在を認定した場合には、当該事案に対し、次の措置をとることができる。

(1) 調査対象者に対する教育研究活動の停止、研究費の使用停止、返還等の措置に関する最高管理責任者及びコンプライアンス推進責任者への勧告

(2) 調査対象者に対する定期的な報告の義務づけ等の継続的な指導

(3) 研究資金提供機関、関連教育研究機関等への通知及びこれらの機関等との協議

2 不正対応委員会は、不正が存在しなかったことを確認した場合には、調査対象者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

3 不正対応委員会は、公的研究費の不正に関する通報が悪意に基づく通報であると認定した場合には、最高管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に通知するものとする。

#### (不服申立及び再調査)

第22条 不正対応委員会の認定に不服のある通報者及び調査対象者は、認定結果通知後10日以内に、不正対応委員会に不服申立を行うことができる。

2 不正対応委員会は、認定結果に対する不服申立があった場合には、その趣旨、理由等を勘案の上、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、不服申立の却下を決定したときには、不服申立者に当該決定を通知するものとする。

3 不正対応委員会は、再調査を行うことを決定したときには、通報者及び調査対象者に通知するものとする。

4 前項の再調査は、概ね50日以内に終了し、最高管理責任者に報告するとともに、当該通報者及び調査対象者に認定結果を通知するものとする。

#### (調査結果の報告及び公表等)

第23条 最高管理責任者は、不正の存在を認定した報告を受けた場合は、通報等があった日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を作成し、研究資金提供機関に提出する。

2 前項の期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を作成し、研究資金提供機関に提出する。

3 最高管理責任者は、研究資金提供機関から要求があった場合は、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該機関に提出するとともに、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

4 最高管理責任者は、個人情報、知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、原

則として、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、機関が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれているものを公表するものとする。この場合において、公表事項について調査対象者の意見がある場合には、その意見も併せて公表するものとする。

(懲戒等)

第24条 不正対応委員会により、不正への関与を認定された者は、当財団の就業規則に基づき、懲戒し、懲戒の量定に相当する量定を認定し、又は訓告等を行うことができる。

2 規程第3条から第5条に定める各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合は、前項に準じて取り扱うものとする。

3 調査の結果、不正使用の内容に私的流用がある等、悪質性が高いと認められた場合は、当財団に生じた損害を賠償させるとともに、最高管理責任者の判断により必要に応じて法的措置を講ずるものとする。

4 公的研究費等の不正使用に関与した取引業者についても前項と同様の取扱いとする。

(通報者及び調査協力者の保護)

第25条 当財団は、第10条に定める公的研究費の不正に関する通報を行った者(悪意に基づく通報を行った者を除く。)及び不正対応委員会が行う調査に協力した者が通報又は情報提供を行ったことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けないよう、十分に配慮しなければならない。

(守秘義務)

第26条 相談通報窓口の責任者及び担当者、不正対応委員会の委員、不正対応委員会の行う調査の関係者、第28条に定める公的研究費の不正防止に関する事務を処理する者その他の相談又は通報に関する者は、通報を行った者の秘密を守るとともに、この規則に則り、当財団における公的研究費の不正防止に誠実に対応するよう努めなければならない。

(協力義務)

第27条 職員は、正当な理由がある場合を除き、不正防止対策室及び不正対応委員会の行う調査等に誠実に協力しなければならない。

(事務)

第28条 当財団における公的研究費の不正防止に関する事務は、経営企画部において処理する。

(雑則)

第29条 この規則に定めるもののほか、当財団における公的研究費の不正防止に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。